

# 03 裁判所書記官養成課程 第一部研修生

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、翌年度から裁判所書記官養成課程で法律の理論、実務などについて学び、修了後に裁判所書記官に任命されます。裁判所書記官養成課程は、第一部と第二部に分かれており、法学部を卒業した職員は、第一部の課程（約1年）を履修します。法学部卒業以外の職員は、原則として第二部の課程（約2年）を履修し、基礎から学ぶことができます。



全国から集まった仲間と共に、  
時代に求められる裁判所書記官を目指す

書記官養成課程の研修は、書記官としての素養を身に付けるためのものですので、大学の法学部での授業と違って、研修のすべてが書記官事務に通じており、実体法や訴訟法などの法律科目のほか、様々な実務科目を学修します。

授業では討議の時間が多く、全国から集まった他の研修生と意見交換しながら、新しい知識や自分にはない視点を得ることができます。また、研修生にはパソコンが配られ、民事裁判で実際に使用されているウェブツールを活用するなど、より実務に即した形へ研修も変化しています。

授業を行う教官も全国の裁判所から研修所に派遣されており、裁判官教官・書記官教官それぞれの目線で、実務での経験も交えながら授業をしてもらえるので、常に裁判事務・書記官事務とのつながりを意識しながら学修できます。授業時間外での質問も快く引き受け、納得いくまで説明してもらえますし、勉強のための環境としてはこの上ないものです。



西浦 楓

奈良地方裁判所

裁判所事務官

(R3採用 法律系の学部出身)